

令和2年3月2日

ベビーシッター育児支援割引券
利用者 各位

男女共同参画推進本部長
稲葉カヨ

平素は男女共同参画推進事業にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

令和2年2月28日付けにて、内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室より「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業（通常分）の特例措置について」により、特例措置が認められることとなりました。本決定を受けて、本学においても柔軟に対応することとし、割引券の追加での申請を可能とします。

【概要】

令和2年3月に限り、

- ① 1日（回）対象児童1人につき、複数枚の利用が可能。
- ② 1家庭につき1か月当たり120枚まで利用が可能。
- ③ 年間使用枚数の制限 280枚の撤廃。

※ただし、1回2,200円以上のサービスのみを対象とすることは同様です。

また、お手元に割引券が届いていない場合についても2月28日（金）から当面の間は、割引券が届き次第、割引券交付前の手続きにより、割引額の返還を受けることが出来ます。

詳細については、下記「公益社団法人全国保育サービス協会」のHPをご確認ください。

<http://acsa.jp/htm/news/2020022803.htm>

なお、割引券発行申請の手続きは通常通りとなりますので、「ご利用に際しての注意事項」をご確認ください。